

§ 130 政治献金、報酬及び手数料

節	Page
130.1	目的 ----- 1
130.2	申請者 ----- 1
130.3	軍 ----- 1
130.4	防衛物品及び防衛役務 ----- 1
130.5	報酬[Fee]又は手数料[commission] ----- 1
130.6	政治献金 ----- 1
130.7	サプライヤー ----- 2
130.8	ベンダー ----- 2
130.9	防衛取引管理部への情報提供の義務 ----- 2
130.10	申請者又はサプライヤーにより防衛取引管理部に提供されるべき情報 ----- 3
130.11	補足的な報告書 ----- 4
130.12	ベンダーにより申請者又はサプライヤーに提供されるべき情報 ----- 4
130.13	報酬又は手数料の受取人により申請者、サプライヤー又はベンダーに提供されるべき情報 ----- 5
130.14	記録の保管 ----- 5
130.15	企業秘密情報 ----- 5
130.16	その他の報告要求事項 ----- 6
130.17	報告書及び証拠記録の利用及びアクセス ----- 6

§ 130.1 目的

武器輸出管理法 (22 U. S. C. 2779) の § 39 (a) は、防衛物品及び防衛役務の販売に関連する特定の支払いについて報告することに関して、国務長官が規則を定めなければならないことを規定している。本章の条項は、この要求事項を満たすものである。本章に適用される定義が、§ 130.2 から § 130.8 までに収載されている。

§ 130.2 申請者

申請者とは、外国又は国際組織の軍隊に向けて又は当該軍隊の使用のために商業的に販売される価額が 50 万ドル以上の防衛物品又は防衛役務の輸出、再輸出、又は再移転に対して本副章のもとで要求される輸出許可又は認可を求めて防衛取引管理部に申請する者をいう。この用語には、要求された輸出許可又は認可が与えられた者も含まれる。

[81 FR 62008, Sept. 8, 2016]

§ 130.3 軍

軍とは、外国の陸軍、海軍、海兵隊、空軍又は沿岸警備隊、並びに国家警備隊及び国家警察をいう。この用語には、国際組織のもとに組織された又は国際組織に配属された部隊又は軍人も含まれる。

§ 130.4 防衛物品及び防衛役務

防衛物品及び防衛役務とは、武器輸出管理法の § 47 の (3)、(4) 及び (7) 項 (22 U. S. C. 2794 の (3)、(4) 及び (7)) のこれらの用語で与えられる意味を持つ。商業ベースでの販売に関して使用される場合、本サブチャプターの § 120.31 及び § 120.32 ~~§ 120.6 及び § 120.9~~ の定義が適用される。

[58 FR 39323, July 22, 1993, as amended at 87 FR 16426, Mar. 23, 2022]

§ 130.5 報酬[Fee] 又は手数料[commission]

(a) 報酬又は手数料とは、本節の (b) 項で規定される場合を除いて、1,000 ドル以上の貸付、贈与、寄付又はその他の支払いであって、現金又は物品のいずれかにより、更には書面による契約に基づくか否かを問わず、直接的若しくは間接的に行われたもの、行われることを提示若しくは同意されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう：

- (1) 報酬又は手数料が、ある者（国籍を問わないし、申請者、サプライヤー又はベンダーにより雇用されているか否か又はこれらの傘下にあるか否かを問わない）に対するもの又はその者の指示によるものである場合；並びに
- (2) 報酬又は手数料が、外国若しくは国際組織の軍に向けての又はこれらの軍での使用のための防衛物品又は防衛役務の販売の懇請若しくはプロモーションのためのもの又はこれらの販売の締結をその他の方法で確実にするためのものである場合。

(b) 報酬又は手数料の用語には以下のものを含まない：

- (1) 政治献金又は § 130.6 によって政治献金の定義から除外されている支払い；
- (2) 年間レートで設定された通常の給与（成功報酬を除外する）であって、申請者、サプライヤー又はベンダーの正規従業員に支払われるもの；
- (3) 一般的な広告費又はプロモーション費用であって、個々の販売又は購入者に直接的に向けられないもの；或いは
- (4) 申請者、サプライヤー又はベンダーによる、特定の貨物又は技術的、運用上若しくは助言的な役務の購入を専ら目的として行われた支払い又は行われることが提示若しくは同意された支払いであって、その支払いが、価額において、実際に供給される特定の貨物又はサービスの価額と不相応でないもの。

[58 FR 39323, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20554, Apr. 21, 2006]

§ 130.6 政治献金

政治献金とは、1,000 ドル以上の貸付、贈与、寄付又はその他の支払いであって、現金又は物品のいずれかにより、直接的若しくは間接的に行われたもの、行われることを提示若しくは同意されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう：

- (a) 政治献金が、外国の候補者、委員会、政治団体、政治上の党派、又は政府若しくは政府の下部機関、又はこれらの被雇用者若しくは職員として選任され、任命され若しくはその他指名された個人に対するもの又はその者の指示によるものである場合；並びに
- (b) 政治献金が、外国若しくは国際組織の軍に向けての又はこれらの軍での使用のための防衛物品又は防衛役務の販売の懇請若しくはプロモーションのためのもの又はこれらの販売の締結をその他の方法で確実にするためのものである場合。税金、関税、ライセンス料、及び適用される法律又は規則により支払いが義務付けられているその他負担金は、政治献金とはみなされない。

§ 130.7 サプライヤー

サプライヤーとは、武器輸出管理法（22 U.S.C. 2762）の § 22 のもとに、価額が 50 万ドル以上の防衛物品又は防衛役務の販売に関して、国防総省と契約を締結している者をいう。

§ 130.8 ベンダー

- (a) ベンダーとは、価額が 50 万ドル以上の防衛物品（本副章の § 120.45 で定義される最終製品又は主要部分品）を申請者又はサプライヤーに、直接的又は間接的に供給する販売業者又は製造業者をいう。ベンダーは、また、価額が 50 万ドル以上の防衛物品又は防衛役務が、次のいずれかの販売のもとに外国又は国際組織の軍に向けて又はこれらの軍での使用のために引き渡される（又は引き渡されるために防衛物品又は防衛役務に組み込まれる）場合、申請者又はサプライヤーに、これらの物品又は役務を直接的又は間接的に供給する販売業者又は製造業者をいう：
 - (1) 本副章に基づき防衛取引管理部から輸出許可若しくは認可を必要とする販売；又は
 - (2) 武器輸出管理法の § 22（22 U.S.C. 2762）のもとでの国防総省との契約に基づく販売。
- (b) [Reserved]

[58 FR 39323, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20554, Apr. 21, 2006; 79 FR 61236, Oct. 10, 2014]

§ 130.9 防衛取引管理部への情報提供の義務

- (a) (1) それぞれの申請者は、申請者又はそのベンダーが、輸出許可又は認可が必要な販売に関して、下記の総額を支払ったか否か又は下記の総額を支払うことを提示若しくは同意したか否かに関して、防衛取引管理部に報告しなければならない：
 - (i) 政治献金であって、総額が 5,000 ドル以上のもの、又は
 - (ii) 報酬若しくは手数料であって、総額が 10 万ドル以上のもの。その場合、申請者は § 130.10 で指定される情報を防衛取引管理部に提出しなければならない。前述の情報を提出すること、又はその時点ですべての情報を提出することができなかった理由に関して防衛取引管理輸出許可室室長に十分な説明を提出することが、関連する輸出許可又は認可を与える前提条件である。
- (2) 本項の要求事項は、販売に関する申請のうち、本節により報告されることが要求されている § 130.10 で指定されるすべての情報がすでに提出されている場合には適用されない。
- (b) それぞれのサプライヤーは、サプライヤー又はそのベンダーが、下記の総額について支払ったか否か又は下記の総額を支払うことを提示若しくは同意したか否かに関して、防衛取引管理部に報告しなけれ

ばならない：

- (1) 政治献金であって、総額が 5,000 ドル以上のもの、又は
- (2) 報酬若しくは手数料であって、総額が 10 万ドル以上のもの。

その場合、サプライヤーは § 130.10 で指定される情報を防衛取引管理部に提出しなければならない。本項に従って提出することが要求される情報は、契約がサプライヤーに発注されてから 30 日後以内、又は国防総省によって指定される場合があるそれ以前の日に、そのように提出されなければならない。本項でいうところの契約の発注には、購入注文、オプションの行使、又はその他の調達行為であって、サプライヤーに対して、武器輸出管理法の § 22 (22 U.S.C. 2762) でいうところの防衛物品又は防衛役務を国防総省に供給することを要求するものが含まれる。

- (c) 申請者若しくはそのベンダー、又は場合に応じてサプライヤー若しくはそのベンダーが、本節のもとに報告を要求されるような販売に関して、総額が 5,000 ドル以上の政治献金を支払ったか否か、又は支払うことを提示若しくは同意したか否かを決定する際に、総額の計算に、相手先（すなわち、申請者、サプライヤー又はベンダーがその販売に関して報酬若しくは手数料を支払ったか、又は支払うことを提示若しくは同意した相手先）により、又はその相手先に代わって、又はその相手先の指示に従って支払われる当該販売に関する政治献金を含めなければならない。本節でいうところにおいて、そのようなすべての政治献金は、報酬若しくは手数料を支払った又は支払うことを提示若しくは同意した申請者、サプライヤー又はベンダーによる政治献金であるとみなされる。
- (d) 申請者又はサプライヤーであって、彼ら又は彼らのベンダーのいずれも、§ 130.10 で指定された情報の提供を要求される総額の政治献金、報酬又は手数料を支払ったり、支払うことを提示若しくは同意していない旨を本節に基づいて防衛取引管理部に通知した者は、その後において、彼ら又は彼らのベンダーが、販売に関して、その通知した時点で（もし、申請者又はサプライヤーに知られている場合、その従前の防衛取引管理部との連絡の時点で）§ 130.10 のもとに情報の提出を要求される総額の政治献金、報酬又は手数料を支払ったか、支払うことを提示若しくは同意したことを知ってから 30 日後以内に、その情報を提出しなければならない。本節のもとに提出された報告には、§ 130.10 で指定される情報に加えて、申請者又はサプライヤーが、本節の (a) 又は (b) のいずれか該当する項で指定される時点で、なぜ情報を提出しなかったかについて詳細な説明を含めなければならない。

[58 FR 39323, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20554, Apr. 21, 2006; 79 FR 8089, Feb. 11, 2014]

§ 130.10 申請者又はサプライヤーにより防衛取引管理部に提出されるべき情報

- (a) 販売に関して本節で指定される情報を提出することを § 130.9 のもとに要求されるすべての者は、防衛取引管理部に下記の情報を提出しなければならない：
 - (1) 外国の購入者への販売の合計契約価格；
 - (2) 申請者、又は場合に応じてサプライヤーの名前、国籍、住所及び主たる事業所の所在地、並びに、該当する場合、雇用主及び役職；
 - (3) それぞれの外国の購入者（販売に関与する最終需要者を含む）の名前、国籍、住所及び主たる事業所の所在地、並びに、該当する場合、雇用主及び役職；
 - (4) 本節の (c) 項で規定される場合を除いて、当該販売に関して示される以下の申告：
 - (i) 支払われた又は支払うことを提示若しくは同意されたそれぞれの政治献金の総額、或いは支払われた又は支払うことを提示若しくは同意されたそれぞれの報酬又は手数料の総額；
 - (ii) それぞれの報告された金額が支払われた日、又は支払うことを提示若しくは同意された日；
 - (iii) それぞれの当該金額が支払われた受取人、又はまだ支払われていない場合、受取予定者；
 - (iv) 当該金額を支払った者、又は支払うことを提示若しくは同意した者；並びに
 - (v) 報告されなければならない政治献金、報酬又は手数料のそれぞれの総額。
- (b) 本節の (a) (4) 項に回答する際に、この申告は以下の要件を満たしていなければならない：
 - (1) 報告されたそれぞれの支払いに関して、そのような支払いが現金又は物品のいずれで行われたのかを申告すること。物品で行われた場合、この申告には、これらの物品の説明及び評価額を含めなければ

ばならない。支払いがまだ行われていなかったことにより正確な金額が入手できない場合、支払うことを提示若しくは同意した金額の見積額を提出しなければならない；

(2) 各受取人に関して、以下の内容を申告すること：

(i) 各受取人の名前；

(ii) 各受取人の国籍；

(iii) 各受取人の住所及び主たる事業所の所在地；

(iv) 雇用主及び役職；並びに

(v) もしあれば、各受取人と申請者、サプライヤー又はベンダーとの関係及び外国の購入者又は最終需要者との関係。

(c) § 130.9 で義務付けられる報告を提出する際に、支払額が以下の金額以下であれば、本節の(a) (4) 及び(b) 項で指定される詳細な情報を含める必要はない：

(1) 政治献金の場合には 2,500 ドル；及び

(2) 報酬又は手数料の場合には 5 万ドル。

そのような支払いに関して詳細な情報を報告する代わりに、これらの総額は、“その他の政治献金”、又は場合に応じて“その他の報酬若しくは手数料”として特定した上で報告されなければならない。

(d) 本節の(a) 及び(b) 項で指定される情報を提出することを要求されるすべての者は、これらの項の各細目のすべてに回答しなければならない、“なし”又は“該当なし”が適切な回答である場合、そのように記述しなければならない。

[58 FR 39323, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20554, Apr. 21, 2006]

§ 130.11 補足的な報告書

(a) § 130.10 で指定される情報を提出することを § 130.9 のもとに要求されるすべての申請者又はサプライヤーは、次のいずれかに該当する場合、各販売（すなわち、その販売に関して、申請者又はサプライヤーが以前において、情報を提出することを要求されていたもの）に関連して、補足的な報告書を提出しなければならない：

(1) 総額が 2,500 ドル以上の政治献金、又は総額が 5 万ドル以上の報酬又は手数料のうち、今までに報告されていなかったもの、又は申請者、サプライヤー若しくはベンダーにより支払われていなかったか、支払うことを提案若しくは同意されていなかったもの；

(2) 以降の開発によって、最初に報告された情報がもはや正確でなくなるか完全なものでなくなる場合（例えば、実際に行われた支払いが、以前に報告された支払提示見積額若しくは支払同意見積額から金額においてかなり相違がある場合）；又は

(3) § 130.10(c) のもとに報告されるその他の支払いに関して、防衛取引管理部により更に詳しい情報が要求される場合。

(b) 補足的な報告書は、その中で報告される支払い、提示若しくは同意後、30 日以内に、又は防衛取引管理部より要求された場合には、その要求後、30 日以内に、防衛取引管理部に送付しなければならない；また、以下の内容を含めなければならない：

(1) 報告されることを要求される又は報告することを要求された § 130.10 で指定される情報のうち、以前に報告されていなかったもの；並びに

(2) 当該販売に関連する防衛取引管理部の輸出許可番号（該当する場合）、及び国防総省の契約番号（該当する場合）。

[58 FR 39323, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20554, Apr. 21, 2006]

§ 130.12 ベンダーにより申請者又はサプライヤーに提供されるべき情報

- (a) 販売に関して § 130. 10 で指定される情報の提出が § 130. 9 のもとに義務付けられているか否かを決定するため、すべての申請者又はサプライヤーは、各ベンダー（すなわち、申請者がそのベンダー或いはそのベンダーを通して販売の全体又は一部を構成する防衛物品又は防衛役務を取得したベンダー）から、その販売に関してベンダーにより支払われたすべての政治献金又は報酬又は手数料について、ベンダーによる全面開示を入手しなければならない。上記の開示には、申請者、又は場合に応じてサプライヤーが、§ 130. 9 及び § 130. 10 に十分に対応できるようにするのに必要な、ベンダーに関連するすべての情報に対する回答が含まれていなければならない。必要な場合、彼らは、指定された情報を提出する際に、各ベンダーにより提出された当該情報を含めなければならない。
- (b) 本節の (a) 項のもとに最初の申告書を提出することを申請者又はサプライヤーにより要求されたベンダーは、本節の (c) 項で規定される場合を除いて、すみやかに、且つ当該要求を受けてから 20 日後以内に、その申告書を提出しなければならない。
- (c) ベンダーが、要求された申告書の中で申請者又はサプライヤーに提出される情報を提出することが、ベンダーの商業的利益を害する著しいリスクがあると考えられる場合、ベンダーはその申告書の代わりに、販売に関してベンダーにより支払われた又は支払うことを提示若しくは同意された、すべての政治献金の総額並びにすべての報酬及び手数料の総額のみ開示する省略された申告書を提出することができる。本項のもとに申請者又はサプライヤーに提出された略式申告書には、要求された情報がベンダーによって防衛取引管理部に直接報告されたことの証明書を添付しなければならない。ベンダーは、同時に、それ以外の場合にはベンダーが本節に基づいて申請者又はサプライヤーに報告することが要求されたであろう全ての情報を防衛取引管理部に漏れなく報告しなければならない。そのような各報告書には、報告される情報が関係する販売を明確に特定しなければならない。
- (d) (1) 申請者又はサプライヤーがベンダーに要求した日から 25 日後に、ベンダーから本節の (a) 項で要求される最初の申告書を受領しなかった場合、申請者又はサプライヤーは以下の内容を立証する署名された申告書を防衛取引管理部に提出しなければならない：
- (i) 本節の (a) 項に基づいて要求される最初の申告書をベンダーから取得するために申請者又はサプライヤーが試みた方法及び程度；
 - (ii) ベンダーが本節に応じなかったこと；並びに
 - (iii) 申請者又はサプライヤーの要求日と署名された申告書の日付の間の経過した時間；
- (2) ベンダーが本節に応じなかったことをもって、§ 130. 9 によって防衛取引管理部に報告書を提出することが別途要求された申請者又はサプライヤーから、当該報告書を提出する義務を免除することはない。

[58 FR 39323, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20555, Apr. 21, 2006]

§ 130. 13 報酬又は手数料の受取人により申請者、サプライヤー又はベンダーに提供されるべき情報

- (a) すべての申請者又はサプライヤー、及びこれらの各ベンダーは；
- (1) 販売に関して、§ 130. 9 又は § 130. 12 のもとに、§ 130. 10 で指定される情報を提出することが義務付けられているか否かを決定するために；並びに
 - (2) そのような情報を提出する前に、（該当する場合）当該販売に関して報酬又は手数料を支払った相手先又は支払うことを提示若しくは同意した相手先から、当該販売に関して、その相手先により若しくはその相手先に代わって、又はその相手先の指示により支払われたか、支払いを提示若しくは同意されたすべての政治献金の当該者による十分な開示を含む時宜を得た申告書を、それぞれの者から入手しなければならない。上記の開示には、申請者、又は場合に応じてサプライヤー若しくはベンダーが、§ 130. 9、§ 130. 10 及び § 130. 12 に十分に対応できるようにするのに必要な、すべての情報に対する回答が含まれていなければならない。
- (b) 本節の (a) 項のもとに情報を得る際に、申請者、又は場合に応じてサプライヤー若しくはベンダーは、

各相手先（すなわち、報酬若しくは手数料が支払われた各相手先、又は支払うことを提示若しくは同意した各相手先）に対して、申請者、又は場合に応じてサプライヤー若しくはベンダーが、§ 130.9、§ 130.10、§ 130.11 及び § 130.12 に十分に応ずることができるのに必要となる可能性がある当該政治献金の報告についても随時提出するよう要求しなければならない。

- (c) 申請者、又は場合に応じてサプライヤー若しくはベンダーは、申請者、サプライヤー又はベンダーが § 130.9、§ 130.11 及び § 130.12 により § 130.10 で指定される情報を提出することを要求されるか否かを決定する際に、相手先（すなわち、報酬又は手数料を支払った相手先又は支払うことを提示若しくは同意した相手先）により、又はその相手先に代わって、又はその相手先の指示に従って、支払われた又は支払われることを提示若しくは同意された政治献金を含めなければならない。

§ 130.14 記録の保管

それぞれの申請者、サプライヤー及びベンダーは、本章のもとに提出又は取得が要求されるすべての情報の記録並びにその報告の根拠となるすべての記録を、それらが関係する報告日以降 5 年以上の期間、保持しなければならない。

§ 130.15 企業秘密情報

- (a) 本章のもとに情報を提出することを要求される者は、本章に基づいて提供された情報のうち、その者が企業秘密情報とみなす情報を特定することができる。申請者又はサプライヤーを含むいかなる者も、法律又は規則で認可されない限り、ベンダー又はその他の者によりそのように特定された情報について、いかなる方法においても、公表したり、漏らしたり、開示したり、知らせたりしてはならない。
- (b) 本節でいうところの企業秘密情報とは、法律によって開示から保護する権利が与えられた商業上の情報又は財務情報をいう。（例えば、5 U. S. C. 552 (b) (3) 及び (4) ; 18 U. S. C. 1905; 22 U. S. C. 2778 (e); Rule 26 (c) (7) [民事訴訟手続きの連邦規則] を参照のこと）

§ 130.16 その他の報告要求事項

本章のもとに報告書を提出したからといって、いかなる者からも、法律、規則又は契約により義務付けられるところの、連邦、州又は地方自治体の機関、政府若しくは又はその他の外郭団体に情報を提出する要求事項を、免除することはない。

§ 130.17 報告書及び証拠記録の利用及びアクセス

- (a) 本章のもとに報告されたすべての情報及び保持されたすべての記録は、武器輸出管理法の § 39 (d) (22 U. S. C. 2779 (d)) に従って、議会の常任委員会及びその小委員会により、並びに米国政府機関により利用についての要請があれば、利用できるようにされ、さらにそのような情報に基づく報告書は、武器輸出管理法の § 36 (a) (7) 及び § 36 (b) (1) (22 U. S. C. 2776 (a) (7) 及び (b) (1)) 又はその他適用される法律に従って、議会に提出される。
- (b) 本章に基づいて提供されたすべての企業秘密情報は、法律で規定される限度において、開示から保護されるものとする。
- (c) 本節のどの規定も、米国と外国政府間の国際協定のもとに法律の執行又は規制を目的として外国政府に情報を提供することについては、妨げないものとする。

[58 FR 39323, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20555, Apr. 21, 2006]